

平成 19 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社カプコン
代 表 者 名 代表取締役社長 辻本憲三
(コード番号：9697 東証・大証第 1 部)
問 合 せ 先 広 報 ・ I R 室
電 話 番 号 (0 6) 6 9 2 0 - 3 6 2 3

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において「定款一部変更の件」に関し、平成 19 年 6 月 21 日開催予定の第 28 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 業容の拡大と事業の多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）に目的事項を追加するものであります。
- (2) 代表取締役の機能と責任を明確化し、業務執行の迅速化を図るため、現行定款第 15 条（招集権者および議長）ならびに第 24 条（取締役会の招集権者および議長）を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則 (目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. } } (条文省略) 15. } (新 設) 16. 前各号に付帯する一切の事業	第 1 章 総 則 (目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. } } (現行どおり) 15. } <u>16. 映画、映像、演劇および音楽等の催事の企画、制作、興行ならびに関連商品の販売</u> <u>17. 前各号に付帯する一切の事業</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="333 324 676 353">第3章 株 主 総 会</p> <p data-bbox="244 371 520 400">(招集権者および議長)</p> <p data-bbox="226 421 785 739">第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により<u>社長</u>が招集し、その議長となる。 <u>社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに当る。</p> <p data-bbox="293 853 718 882">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="244 900 663 929">(取締役会の招集権者および議長)</p> <p data-bbox="226 949 785 1263">第 24 条 取締役会は、<u>社長</u>が招集し、その議長となる。 <u>社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに当る。</p>	<p data-bbox="948 324 1291 353">第3章 株 主 総 会</p> <p data-bbox="826 371 1102 400">(招集権者および議長)</p> <p data-bbox="809 421 1367 786">第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、<u>取締役会が定める代表取締役</u>が招集し、その議長となる。 <u>取締役会が定める代表取締役に</u>事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに当る。</p> <p data-bbox="876 853 1300 882">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="826 900 1246 929">(取締役会の招集権者および議長)</p> <p data-bbox="809 949 1367 1263">第 24 条 取締役会は、<u>取締役会が定める代表取締役</u>が招集し、その議長となる。 <u>取締役会が定める代表取締役に</u>事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに当る。</p>

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日

平成 19 年 6 月 21 日 (木曜日)

定款変更の効力発生日

平成 19 年 6 月 21 日 (木曜日)

以 上